

大阪府南部流域下水道事務所条件付一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、大阪府南部流域下水道事務所（以下「大阪府」という。）が行う売払いに係る条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、入札公告、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

- 4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

(入札参加者資格等)

第4条 入札参加者は、自治令第167条の6第1項の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を電子メールにより大阪府に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 前項に規定する公告に掲げる入札参加資格を有しない者
- (2) 公告の日から入札日までの間に入札参加資格を取り消された者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札保証金等)

第5条 入札保証金は、規則第61条の規定に該当する場合は、免除することができる。

2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）に予定数量を乗じて得た額の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (2) 大阪府入札参加停止要綱別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(入札の方法)

第6条 入札参加者は、入札書に記名又は署名のうえ、定められた日時までに入札公告によって示された場所に入札書を持参又は郵送により提出しなければならない。

2 入札書に記載する金額は、契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額（いわゆる税抜き価格）とすること。

（入札の辞退）

第7条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

2 入札参加者が入札を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札参加を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

（1）入札前にあつては、入札辞退届を大阪府に電子メールにより提出するものとする。

（2）入札辞退届の提出先は入札公告に定めるところとする。

3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の取り止め等）

第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

2 前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第 10 条 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者に代わって、当該入札事務に係のない大阪府の職員を立ち合わせて行うものとする。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所へ提出されない入札
- (3) 代理人のした入札
- (4) 記名又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (8) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (9) 予定価格を下回る価格で入札した者の入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札
- (11) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者の入札

(失格)

第 12 条 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

(2) 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者

(3) 大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(落札者の決定)

第13条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格以上であり、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最高の価格での入札をした者が2人以上あるときは、直ちに再度入札を行い、なお決まらない場合は当該入札事務に関係のない職員がくじを引き落札者を決定する（当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとする。）。

(再度の入札)

第14条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は1回とする。

2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第11条第1号から第3号まで及び第7号から第9号までの規定により無効とされた入札をした者

(2) 第11条第10号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの

(契約保証金)

第15条 契約保証金は、規則第68条第5号の規定に該当する場合は、免除することができる。

(契約書等の提出)

第 16 条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者は暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書を前項の期間までに提出するものとする。

3 落札者が第 1 項に定める契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(異議の申立)

第 17 条 入札参加者は、入札後、この心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 18 条 入札に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。